

【事案Ⅱ-10】治療共済金請求

・平成26年5月2日 裁定終了

<事案の概要>

踏切横の側溝に転落して左側頭部を強打し、脳挫傷による左側頭部脳皮質下出血の傷害を負ったので共済金を請求したところ、共済団体が当該傷害は転落による強打を原因とするものではないことを理由に共済金を支払わないことを不服として申し立てがあったもの。

<申立人の主張>

共済団体は、申立人に対し傷害共済契約に基づく治療共済金18万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 本件傷害は、踏切横の側溝へ転落した際に左側頭部を強打して脳挫傷を負い、これによって生じたものである。
- (2) 脊柱管狭窄症により杖歩行が必要な状態にあり、足元が危なく、本件転落事故現場付近を歩行中につまずいて、側溝に転落したものと考えられる。申立人代理人は、事故当日病院に赴いて担当医師と面会した際、同医師から「側溝へ転落した際に頭部挫傷が原因で脳内出血を起こしている」と説明を受けた記憶がある。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 本件傷害は本件転落事故によって生じたものではなく、本件転落事故以前に何らかの内因により発生したものであり、その内因としては高血圧症が考えられる。
- (2) 担当医師も、内因性のものと診断しており、また、診断書や照会回答書には、申立人は本件転落事故前に歩行中ふらつuitと記載されている。
- (3) したがって、本件傷害は、本件共済契約の約款・事業規約に規定するところの「災害を直接の原因として生じたもの」に該当しない。

<裁定の概要>

審議会は、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件傷害が脳挫傷その他何らかの脳の損傷によって生じたものであるか否かについて検討する。

入院・通院証明書（診断書）および担当医師の照会回答書によれば、救急搬送時

には頭部に外傷はなく、また、本件傷害の原因については「不詳」と記載されている。申立人代理人は、事故当日病院に赴いて担当医師と面会した際、同医師から「側溝へ転落した際に頭部挫傷が原因で脳内出血を起こしている」と説明を受けた記憶がある旨主張するが、これを裏付ける証拠はなく、却って、同医師は、本件傷害が内因性である可能性が高いと診断した根拠について、MRI画像を挙げている。

(2) それでは、本件傷害が内因性のものであるとした場合、その原因は何かについて検討する。

共済団体は、本件傷害の原因として可能性が高いと考えられるのは高血圧症である旨主張するが、診断書および担当医師に対する照会回答書には、高血圧症を含め、本件傷害の原因となり得る既往症はない旨記載されている。もっとも、申立人の診療録によれば、本件転落事故当日から申立人には高血圧症および高血圧性緊張症がみられ、翌日には出血の増量がみられるが、これらは本件転落事故以後の症状であり、上記のとおり既往症としての高血圧症は認められない。

また、歩行中ふらついて側溝へ転落した事実についても、これを病院が了知した根拠も不明であるが、仮にそのように見えたとしても、脊柱管狭窄症に罹患して本件転落事故当時も治療中であって、これによる間欠性跛行症状も存在し、杖も必要とする状態であったことからすれば、つまずいてよろめくことも十分ありうるから、本件転落事故前に内因性の本件傷害が発症したと推認することにも無理がある。

(3) 以上によれば、本件傷害の原因に関する当事者双方の主張は、いずれも根拠が乏しく採用し得ない。

(4) 検討の結果、本件傷害の原因は断定し難いが、少なくとも本件転落事故による脳挫傷等の脳傷害に起因するものであると認定できないことは明らかであるから、本件請求を認めることはできない。

前示のとおり、本件転落事故の衝撃は少なくないものであったと推認されるから、申立人が本件傷害は上記事故によるものと推測して本件請求をしたことは無理もないことであると思われるが、共済金請求権者に医学的根拠ないしその可能性についての立証責任があり、裁定申立においては、訴訟におけるほど、立証責任を厳格に求めるものではないが、本件において申立人の主張を裏付ける資料が提出されていないため、やむを得ないところである。